

今月の税務トピックス (公正証書の作成に係る手続のデジタル化)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

近年の科学技術の進展によりデジタル技術の利用が国民にとって身近な存在になったことを踏まえ、行政手続や裁判手続の全般にわたって、利用者の目線に立って利便性を向上させることが重要な課題とされています。

そこで、公正証書の作成に係る一連の手続について全面的なデジタル化を図るため、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）」が令和5年6月6日に成立、令和5年6月14日に公布されています。

本稿では、公正証書の作成に係る手続のデジタル化について、改正前制度の概要及び改正の内容とその実務上の留意点について解説します。

I 改正前制度の概要

「公正証書遺言（民法969）」とは、公証人という専門家が作成する遺言とされます。

原則として、公証人役場に出向いて作成し、遺言作成に立ち会う2名の証人（相続人等の利害関係者以外）が必要である等、遺言作成に一定のコストがかかります。

また、公証人が作成に関与するため、無効になる可能性が低く、偽造および紛失の恐れもないことから相続発生後に相続人間で争いとなるケースも少ないと思われます。

II 改正の内容

1 嘱託（申請）

公正証書の作成の嘱託（申請）について、インターネットを利用（改正前：公証役場に出頭）して、電子署名を付して行うこと（改正前：印鑑証明書等の書面の提出が必要）が可能となります。

2 嘱託人の陳述、内容確認等

公証人の面前での手続について、嘱託人が希望し、かつ、公証人が相当と認めるときには、ウェブ会議を利用して行うこと（改正前：公証人が対面で、嘱託人の陳述聴取、真

意確認、内容の正確性の確認等）が選択可能となります。

3 公正証書（原本）の作成・保存

公正証書の原本は、原則として、電子データで作成・保存されること（改正前：公正証書原本を書面で作成・保存し、嘱託人・公証人の署名・押印が必要）となります。

4 正本・謄抄本の交付

公正証書に関する証明書（正本・謄抄本）を電子データで作成・提供すること（改正前：公正証書の正本・謄抄本を書面で交付）を嘱託人が選択できること（書面による証明書の交付も維持）となります。

III 適用関係

上記IIの改正は、令和7年10月1日から施行されます（法附則1①二、令附則262）。

おわりに

公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化によって、公証役場に出頭をせずにウェブ会議・電子署名を利用して公正証書を作成すること及び証明書を電子データで受領することが可能となります。

また、民事関係手続のデジタル化については、①民事裁判手続におけるインターネットを利用して裁判所に申立てや資料の提出等、②民事裁判手続における期日におけるウェブ会議等の活用、③民事裁判手続における事件記録の電子化、④判決の電子化対応（正本等の提出省略）が可能とされています。

なお、民事関係手続のデジタル化の全面施行については、公布から5年以内の政令で定める日とされています。ウェブ会議等を利用した期日への参加及び債務名義の正本等の提出の省略を可能とする仕組み等については、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行日（令和4年5月25日から4年以内の政令で定める日）とされています。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。